

令和元年 第12回

甲斐市農業委員会議事録

令和元年12月25日

1 日 時 令和元年 12 月 25 日 (水) 午後 3 時～

2 場 所 甲斐市役所本館 3 階 大会議室

3 日 程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 24 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件
議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件
議案第 46 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件
議案第 47 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件
議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の
承認の件 (農地中間管理事業)

4 欠席委員 4 番 大木 久士 委員

5 議事録署名委員 12 番 内藤 雅英 委員、13 番 小林 一彦 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後 3 時 33 分

【事務局長】 それでは定刻となりましたので、第 12 回の総会を始めさせていただきます。

はじめにあいさつを交わしたいと思います。その場でご起立願います。

相互に礼。

ご着席ください。

続きまして、内藤副会長より開会のことばをお願いします。

【内藤副会長】 (あいさつ)

令和元年の最後の総会を開催致します。よろしくご審議お願い致します。

【事務局長】 ありがとうございました。

続きまして、今村会長よりご挨拶をいただきます。

【議長（会長）】 (あいさつ)

会議に入りたいと思います。

本日の出席委員は 18 人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

(日程第 1
議事録署名委員の
指名)

【議長】 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、12 番内藤委員と 13 番小林委員を指名致します。

(日程第 2
会期の決定)

【議長】 日程第 2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日 1 日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)

(報告第24号)

【議長】

それでは議事に移ります。

報告第24号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号50番～53番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料1ページをお願いします。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分を致しましたので報告します。

はじめに番号50番、住宅地図は1ページになります。

●●番地、地目畑、面積1,935㎡他3筆合計5,409㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により宅地分譲24区画にするための届出が出ています。

続きまして番号51番、住宅地図は2ページになります。

●●番地、地目田、面積598㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、放送所用地にするための届出が出ています。

続きまして次のページへ行きまして、番号52番、住宅地図は3ページになります。

●●番地、地目田、面積495㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに、所有権移転により自己用住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号53番、住宅地図は4ページになります。

●●番地、地目田、面積346㎡を、52番と同じく●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により自己用住宅にするための届出が出ています。

52番と53番の譲受人は親子で、それぞれの住宅を建設する計画です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件につきましては報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第 45 号)

【議長】

次の議事に移ります。議案第 45 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 16 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 3 ページをお願いします。番号 16 番、住宅地図は 5 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 1,213 m²他 1 筆合計 1,406 m²を、●●番地、●●さん他 1 名が、●●番地、●●さんに有償移転で経営地拡大のための許可申請が出ています。

譲受人の経営面積は 5,083 m²で、下限面積の 3,000 m²、30a を満たしております。所有している農機具は、トラクター、耕うん機各 1 台、リースで田植え機、コンバイン各 2 台で、申請地で柿の作付けを予定しています。通作距離は車で 18 分、写真は●●番地が南西側から、●●番地が南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。現地調査の報告につきまして、9 番齋藤委員にお願い致します。

【齋藤委員】

はい、9 番齋藤です。

18 日に現地調査をしましたが、周りから見て問題はない土地ですが、雑木林のように奥がなっていますが、これをやるかどうか問題になってきますが、それ以外は問題ないと思います。

- 【議長】 次に推進委員に坂本推進委員に意見を求めます。
- 【坂本推進委員】 はい、推進委員の坂本です。
写真で見て分かるように、今報告があったように荒れだしている所ですが、きれいに耕作していただければ何ら問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)
- 【議長】 質問がないようでございます。番号 16 番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして、事務局に番号 17 番の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長。
続きまして番号 17 番をお願いします。住宅地図は 6 ページになります。
●●番地、地目田、面積 93 m²他 4 筆合計 1,149 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに有償移転で経営地拡大のための許可申請が出ています。
譲受人の経営面積は 9,739 m²で、下限面積の 3,000 m²、30 a を満たしております。所有している農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、バックホー、もみ乾燥機各 1 台、申請地で柿の作付けを予定しています。通作距離は車で 30 分、写真は南西及び西側から撮影したものです。
説明は以上です。
- 【議長】 事務局の説明が終わりました。現地調査の報告につきましてが、11 番中澤委員にお願い致します。
- 【中澤委員】 はい。
12 月 18 日に事務局と会長、農業委員、推進委員と行ってきました。

場所は荒れ地になっておりまして、周りに住宅がありますが、農地としてやるということは、きれいになるということで問題はないと思います。

【議長】 次に推進委員に保坂推進委員に意見を求めます。

【保坂推進委員】 推進委員の保坂です。
中澤委員の言うとおりの耕作放棄地の解消にもなるので、問題はないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号 17 番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

(議案第 46 号)

【議長】 議案に移ります。議案第 46 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に番号 7 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
資料の 4 ページをお願いします。番号 7 番、地図は 7 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 624 m²を、●●番地、●●さんが、貸駐車場にするための許可申請が出ております。

申請地は集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第 3 種農地を判断することができます。申請書に添付された事業計画書、資金証明書、必要面積検討表、隣接耕作者の同意書等から問題はないと考えられます。

補足説明です。14 台分の駐車場を整備し、市道新町本線の拡幅に伴う近隣の佐藤設備さんの資材等置き場の代替え地及び事業拡大のために

貸し出すものです。碎石敷きで、雨水は自然浸透です。写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして9番齋藤委員にお願いを致します。

【齋藤委員】 はい、9番齋藤です。
こちら18日に現地調査をしましたところ、周りに耕作地はなく、別に問題のある土地ではないと思います。よろしくお願ひします。

【議長】 次に坂本推進委員の意見を求めます。

【坂本推進委員】 推進委員の坂本です。
齋藤委員の報告のとおり、何ら問題はないと考えます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号7番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第47号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案第47号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に番号47番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
資料の5ページをお願いします。住宅地図は8ページになります。
番号47番、●●番地、地目畑、面積464㎡他1筆合計465.26㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、資材

置場にするための許可申請が出ております。

申請地は集落接続があり、住宅等が連たんする区域内で第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書、必要面積検討表などから問題はないと考えられます。

補足説明です。譲受人は事業規模拡大に伴う新規資材置き場、業務用車両等の駐車場を計画しております。雨水は自然浸透です。写真は西側から撮影したものです。

説明は以上になります。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして1番花田委員にお願いを致します。

【花田委員】 はい。

ご覧のとおり住宅の真ん中で、畑の前が会社、その隣が自宅ということで、何ら問題はないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

【議長】 次に興石推進委員に意見を求めます。

【興石推進委員】 推進委員の興石です。

この場所は私が除草剤を撒きに行ったところで、梅林でしたが周りは全部住宅ですので問題はないと思えます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号47番につきまして許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号48番の説明を求めます。

- 【事務局】 はい、議長。
では番号 48 番をお願いします。住宅地図は 9 ページになります。
●●番地、地目畑、面積 578 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、建売分譲にするため許可申請が出ております。
申請地は集落接続があり、住宅等が連たんする区域内で第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書、事前協議書の写しなどから問題はないと考えられます。
補足説明になります。譲受人は建売分譲 2 区画の計画で、1 区画は 286 m²、給水は西側の上水道本管に、排水は合併浄化槽から隣接の水路に接続予定です。写真は西側から撮影したものです。
説明は以上です。
- 【議長】 事務局の説明は以上です。次に現地調査の報告につきまして 1 番花田委員にお願いを致します。
- 【花田委員】 はい。
ここも住宅地の真ん中くらいで隣接する農地もございますが地権者さんがいいということで何ら問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。
- 【議長】 次に輿石推進委員に意見を求めます。
- 【輿石推進委員】 推進委員の輿石です。
隣は私のブドウ園でございます、私が同意しておりますので問題はありません。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。
(なしの声)
- 【議長】 質問がないようです。番号 48 番につきまして許可相当とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして番号 49 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 49 番をお願いします。住宅地図は 10 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 37 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、駐車場増設のための許可申請が出ています。

申請地は用途区域内で第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、資金証明書、駐車場の必要面積検討表などから問題はないと考えられます。また隣接の農地はございません。

補足説明です。譲受人は昨年 4 月に隣接地の転用許可をした●●でございます。駐車場増設のための許可申請で、現在送迎車の出入りで混雑している上、来年 4 月から増員が決定していることから駐車場の増設が必要となりました。点線の部分は雑種地で、実線の部分が農地となっております。併せての計画です。写真は西側から撮影したものです。

説明は以上になります。

【議長】 事務局の説明は以上です。次に現地調査の報告につきまして 4 番大木委員にお願いをするところでございますが、本日欠席をしております。私も現地調査に立ち会っておりますので、私の方から現地調査につきまして報告したいと思います。

写真を見ていただければ分かると思いますが、三角の所が農地と雑種地になっておりまして、(写真の) 左側の手前から車が入ってきまして、車の転回も難しいような状況ではないのかなと思います。この●●ですか、入園者も多くなるということでやむを得ないと判断を致しました。

次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】 推進委員の石川でございます。

先程、今村会長の報告のとおり何ら問題はないと考えておりますが、現地調査の時には大木農業委員さんも出席しておられまして、何ら問題はないとのことです。ご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 49 番につきまして許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続いて番号 50 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

それでは次のページ、6 ページをお願いします。番号 50 番、住宅地図は 11 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 500 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により駐車場にするための許可申請が出ています。

申請地は集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、資金証明書、駐車場の必要面積検討表などから問題はないと考えられます。

補足説明です。譲受人は申請地の道をはさんで西側に本社工場の駐車場 50 台ありますが、事業の受注増加により駐車スペースが不足している状況であります。新規駐車場の確保が必要となったとのことで、従業員・来訪者用として 20 台分を整備する計画です。雨水は自然浸透で碎石敷、周囲はフェンスを設置の予定です。写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。次に現地調査の報告につきまして、9 番齋藤委員をお願いします。

【齋藤委員】 9 番齋藤です。

こちらの方も 18 日に現地調査に行きました。隣接する農地はなく、何ら問題はない土地だと思いますので、よろしくお願ひします。

【議長】 次に坂本推進委員に意見を求めます。

【坂本推進委員】 推進委員の坂本です。

齋藤委員の報告のとおり何ら問題はないと考えられます。よろしくお願ひします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号 50 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続いて番号 51 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 51 番をお願いします。住宅地図は 12 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 785 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、貸資材置場にするための許可申請が出ています。

申請地は集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書、資材置き場の必要面積検討表などから問題はないと考えられます。

補足説明になります。譲受人は隣接に資材置き場がありますが、先程の 4 条に隣接しますが、市道新町本線拡幅に伴い一部を提供したために代替え地として申請をしております。資材置き場とする計画です。碎石、残土、バックホー等の置き場として使用予定です。雨水は自然浸透です。写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。次に現地調査の報告につきまして、9 番齋藤委員にお願いします。

【齋藤委員】 はい、9 番齋藤です。
こちらも 18 日に現地調査をしました。隣接する農地もなく、問題はないと思います。よろしくをお願いします。

【議長】 次に坂本推進委員に意見を求めます。

【坂本推進委員】 はい、推進委員の坂本です。
齋藤委員の報告のとおり、問題のない土地だと思いますので、よろしくをお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号 51 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 48 号)

【議長】 次の議案に移ります。
議案第 48 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。
事務局に利用権設定の番号 7 番～9 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
資料の 7 ページをお願いします。住宅地図は 13 ページになります。
番号 7 番、●●番地、地目畑、面積 1,362 m²他 1 筆合計 2,296 m²を、
●●番地、●●さんが、公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を 4 年間

新規に貸し付ける計画が出されました。

公社の配分予定者は●●番地、●●さんで、小作料は無償で、野菜、白ネギになりますが、作付けを予定しています。●●さんが所有している農機具はトラクター、管理機、乗用モア、ハンマーナイフモア、ネギ収穫機、ネギ調整機、マルチャー各1台です。

公社と公社配分予定者は農地利用配分計画に基づき令和2年4月1日から4年間、貸し付ける計画となっています。

続きまして、番号8番、住宅地図は14ページをお願い致します。

●●番地、地目畑、面積1,240㎡を、●●番地、●●さんが、公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を6年間、新規に貸し付ける計画が出されました。

公社の配分予定者は7番と同様、●●さんで、小作料は無償で、ブドウの作付けを予定しています。●●さんが所有している農機具は先程の7番と同様です。

公社と公社配分予定者は農地利用配分計画に基づきまして令和2年1月1日から6年間、貸し付ける計画となっています。

続きまして、番号9番、住宅地図は15ページをお願い致します。

●●番地、地目田、面積171㎡、次のページの下の方に行きまして、他15筆で合計4,655㎡を、●●番地、●●さんが、公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を9年11か月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

公社の配分予定者は●●番地、●●さんで、小作料は無償で、水稻の作付けを予定しています。●●さんが所有している農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、乗用草刈機各1台です。

公社と公社配分予定者は農地利用配分計画に基づきまして令和2年2月1日から9年11か月間、貸し付ける計画となっています。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明は以上でございます。この案件につきましては利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号7番～9番を承認することに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。
小宮山副会長より閉会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】 (あいさつ)

以上をもちまして今年の最後の農業委員会を終了と致します。

午後3時33分 閉会